

高知県移住支援事業負担金交付要綱 (地方創生移住支援事業)

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7条。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県移住支援事業負担金（以下「負担金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(負担目的)

第2条 県は、県及び市町村が協働で実施する内閣府所管の地域再生計画及び新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金（移住・起業・就業型））で位置づけた事業のうち、市町村が行う地方創生移住支援事業（以下「負担事業」という。）に要する経費に対して、予算の範囲内で負担金を交付する。

(負担対象経費、負担割合)

第3条 負担対象経費は、負担事業において、県及び市町村の役割等を別途定めた実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき実施する移住支援金（「以下「移住支援金」という。）とし、2人以上の世帯の場合は100万円、単身世帯の場合は60万円をそれぞれ上限とする。また、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき100万円を上限として加算する。なお、移住支援金の地方負担分の負担割合は、県が2分の1、市町村が2分の1を負担することとし、県は、当該2分の1に相当する額に、移住支援金に充てるために国から新しい地方経済・生活環境創生交付金として交付を受けた額を加えた額を、市町村に交付するものとする。

(負担金の交付の申請)

第4条 市町村が、負担金の交付を申請しようとするときは、別記様式による負担金交付申請書に、移住支援金に係る交付決定通知書を添えて知事に提出しなければならない。

2 市町村が、負担金の交付を申請しようとするときは、市町村が当該移住者に移住支援金を給付した後に行うものとする。

(負担金の交付の決定、交付)

第5条 知事は、前条第1項の規定により提出された負担金交付申請書を審査し、適当であると認めたときは、負担金の交付を決定し、当該市町村に通知及び交付するものとする。ただし、移住支援金の給付を受ける者が、第7条各号に掲げるいずれかに該当すると認められるときを除く。

(負担の条件)

第6条 市町村は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実施要領及び負担金に係る法令等に従わなければならないこと。
- (2) 負担金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出についての証拠書類を、負担金の交付を受けた年度の翌会計年度から5年間保管しなければならないこと。
- (3) 移住支援金の申請者に県税の滞納がないことを確認しなければならないこと。

(負担金の交付の決定の取消し)

第7条 知事は、移住支援金の給付を受けた者が、次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、負担金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 暴力団及び暴力団員等反社会的勢力と関係を有する者であるとき。

（負担事業のフォローアップ）

第8条 市町村は、負担事業の実施年度の翌年度から5年間、負担事業についてフォローアップを行うものとし、知事は、必要に応じて報告を求めることができる。

（移住支援金の返還）

第9条 移住支援金を支給した者が実施要領に掲げる要件に該当し、国に返還義務が発生した場合、市町村は県に対して交付された負担金を返還する。

2 市町村が移住支援金を支給した者から債権回収が不能となった場合、その負担割合は原則県が2分の1、市町村が2分の1とする。ただし、返還不能となった発生事由を踏まえ、県及び当該市町村で協議のうえ負担割合を変更する場合がある。

（情報の開示）

第10条 負担事業又は市町村に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、負担金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（失効期限等）

2 この要綱は、令和10年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき交付された負担金については、第6条から第10条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和2年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月6日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式

番号
年月日

高知県知事 様

団体名
代表者職・氏名

高知県移住支援事業負担金交付申請書

下記のとおり、地方創生移住支援事業に係る移住支援金を支給しましたので、負担金を申請します。

記

1 申請金額 円

2 内訳

(1)氏名	
移住元住所	※町名まで
移住先住所	※町名まで
世帯・単身	世帯・単身
世帯の場合は同時に移住した世帯員数	※申請者は含まない
上記家族の人数のうち18歳未満の世帯員数	
就業・起業等の別	
勤務先	※企業名・本社住所
県税の滞納の確認	対象外 ・ 無
支給日・支給金額	
備考	※特記事項があれば記入

(2)氏名	
移住元住所	※町名まで
移住先住所	※町名まで
世帯・単身	世帯・単身
世帯の場合は同時に移住した世帯員数	※申請者は含まない
上記家族の人数のうち18歳未満の世帯員数	
就業・起業等の別	
勤務先	※企業名・本社住所
県税の滞納の確認	対象外 ・ 無
支給日・支給金額	
備考	※特記事項があれば記入

※人数に応じて追記、削除してください。

3 添付資料

移住支援金に係る交付決定通知書及び支出が確認できる書類の写し